

# 令和3年三好市教育委員会3月定例会議録

## (1) 開会及び閉会に関する事項

令和3年3月23日(火)

教育委員会1階 中会議室

開催 午後2時00分

閉会 午後3時00分

## (2) 出席委員の氏名

教育長職務代理者 前川 順子

委員 大北 慶子 委員 喜多 雅文

委員 深田 晃司

## (3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

### ▼出席職員

教育次長 近藤 一樹

学校教育課長兼三好市学校給食センター所長 宮内 一也

社会教育課長 大西 茂

学校教育課指導主事 川人 正恭

学校教育課主幹 岡田 由紀

学校教育課主幹 小林 三喜代

学校教育課主任 来見 陽香

## (4) 傍聴人

### ▼傍聴人

0名

〔開 会〕

教育長職務代理者 定例会を開催する旨を告げる。

〔教育長職務代理者の報告〕

教育長職務代理者 令和3年2月19日から本日定例会までの主な事項について報告する。

教育次長 3月4日から18日の間に開催された三好市議会2月定例会議について報告する。

〔前回会議録の承認〕

教育長職務代理者 配布されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長職務代理者 会議録を承認する旨を告げる。

〔議 事〕

教育長職務代理者 議事に入ることを告げる。

議案第12号 三好市ふるさと留学条例施行規則を廃止する規則について

教育長職務代理者 説明を求める。

学校教育課主幹(岡田) 三好市議会2月定例会議において、三好市ふるさと留学条例を廃止する条例が可決されたことを受け、関連する規則を廃止するものである。

教育長職務代理者 議案第12号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長職務代理者 議案第12号を原案のとおり決定したことを告げる。

議案第13号 三好市ふるさと留学対策推進委員会規程を廃止する訓令について

教育長職務代理者 説明を求める。

学校教育課主幹(岡田) 議案第12号と同様に関連する訓令を廃止するものである。

教育長職務代理者 各委員 教育長職務代理者  
議案第 1 3 号を原案どおり決定してよいかを諮る。  
異議なし。  
議案第 1 3 号について、原案のとおり決定したことを告げる。

議案第 1 4 号 三好市立学校給食センター及び調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長職務代理者 学校教育課長  
説明を求める。  
三好市議会 2 月定例会議において、三好市立学校給食センター及び調理場設置条例の一部を改正する条例が可決されたことを受け、関連する規則を改正するものである。

喜多委員  
要保護世帯は、無償化になっても、保護費の支給があるので給食費は集金されるか。

学校教育課主幹 (小林)  
徴収する。

喜多委員  
減額措置はないか。

学校教育課長  
給食費について、市長権限として三好市学校給食費等の管理に関する規則を制定した。要保護世帯は給食費を徴収することになるが、扶助費内で給食費が支給されるため実質無償となる。

教育長職務代理者 各委員 教育長職務代理者  
議案第 1 4 号を原案どおり決定してよいかを諮る。  
異議なし。  
議案第 1 4 号について、原案のとおり決定したことを告げる。

議案第 1 5 号 三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について

教育長職務代理者 学校教育課主幹 (岡田)  
説明を求める。  
三好市議会 2 月定例会議において、三好市特別会計条例の一部を改正する条例が可決され、三好市給食事業特別会計給食事業を削除した。本規則の学校教育課分掌事務にある「レ給食事業特別会計に関すること」を削除するものである。

教育長職務代理者 各委員 教育長職務代理者  
議案第 1 5 号を原案どおり決定してよいかを諮る。  
異議なし。  
議案第 1 5 号について、原案のとおり決定したことを告げる。

議案第16号 三好市学校給食物資選定委員会設置要綱の一部を改正する告示について

教育長職務代理者 説明を求める。  
学校教育課主幹(小林) 学校給食に関する業務は、令和3年度より三好市学校給食センターで行うこととしたため、物資選定委員会の組織や運営を改めるものである。  
教育長職務代理者 議案第16号を原案どおり決定してよいかを諮る。  
各委員 異議なし。  
教育長職務代理者 議案第16号について、原案のとおり決定したことを告げる。

議案第17号 三好市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する告示について

教育長職務代理者 説明を求める。  
学校教育課長 後援名義等に関する庶務は学校教育課において処理しているが、令和3年度より社会教育課に移行するものである。  
教育長職務代理者 議案第17号を原案どおり決定してよいかを諮る。  
各委員 異議なし。  
教育長職務代理者 議案第17号について、原案のとおり決定したことを告げる。

議案第18号 三好市立学校管理規則の一部を改正する規則について

教育長職務代理者 説明を求める。  
学校教育課主幹(岡田) 県条例の公布により、県内において教職員に対して1年単位の変形労働が可能となり、実施にあたり必要となる規定を整備するものである。勤務時間の割り振りにおいて、変形労働が可能であることを定めるとともに、変形労働制を活用した場合の時間外勤務の上限時間を定めるものである。  
喜多委員 制度の活用にあたっては、十分な指揮監督をお願いする。  
教育長職務代理者 議案第18号を原案どおり決定してよいかを諮る。  
各委員 異議なし。

教育長職務代理者 議案第18号について、原案のとおり決定したことを告げる。

議案第19号 三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

教育長職務代理者 説明を求める。

学校教育課主任(来見) 一般財団法人自治体国際化協会が示す招致外国青年任用規則及び三好市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に準じて改正するものである。

教育長職務代理者 議案第19号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長職務代理者 議案第19号について、原案のとおり決定したことを告げる。

議案第20号 三好市スポーツ全国大会出場激励金交付要綱を廃止する告示について

教育長職務代理者 説明を求める。

社会教育課長 本要綱は教育委員会告示であるが、市長部局での告示が適切であるため廃止するものである。

喜多委員 スポーツとあるが、文化活動に関するものはどうなっているか。

社会教育課長 新たに市長告示を制定するが、対象大会の主催者を限定している。文化活動の場合、主催団体が多岐にわたっており、絞り込むことや規定が難しい。そのためスポーツに限っての激励金とさせていただいた。

教育長職務代理者 議案第20号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長職務代理者 議案第20号について、原案のとおり決定したことを告げる。

その他について

学校教育課長 教育委員会規則等を市長規則等に改める規則を説明する。

〔閉 会〕

教育長職務代理者 本日の議事がすべて終了したので閉会する旨を告げる。

以上